

平成 21 年（2009 年）8 月 3 日

〔 共同生活介護・共同生活援助事業所  
日中活動サービス事業所 〕 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長

村 木 正 隆

**特別支援学校等在学生に係るグループホーム等の体験利用  
及び日中活動サービスの利用について**

平素より本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、このたび、下記のとおり取扱うこととしましたので通知します。事業の円滑な実施に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 特別支援学校等在学生のサービス利用に係る本市取扱いについて

- (1) 共同生活介護及び共同生活援助（以下「グループホーム等」という。）の体験利用について、学校在学中であっても利用を可能とし、支給決定を行うこととする。
- (2) 日中活動サービスについては、グループホーム等の体験利用有無に関わらず、夏季及び冬季の長期休暇期間内（ただし、授業の一環として行われる実習期間は除く。）に限り、下記のサービス利用を可能とする。

ア 介護給付費

- ・ 生活介護
- ・ 旧法施設支援（通所）

イ 訓練等給付費

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型

（裏面へつづく）

ただし、訓練等給付にあつては、障がい者が地域で生活を行うための一定期間提供される訓練的支援という性質のものであることから、卒業後のサービス利用の適否を判断することを目的とし、学校在学中は暫定支給決定のみを行う（就労継続支援B型は暫定支給決定を行わないため、在学中の利用は不可）。

※ 従前、日中活動サービスは、在学中の利用は認めておらず、卒業式の翌日から支給決定を行っていた。

## 2 事務手続き

本取扱いによる支給決定は、現行の支給決定と同様であり、支給決定や事務処理等に変更はない。

## 3 留意事項

- (1) 本通知の主旨は、学校在学期間中から地域での日常生活を体験することによって、学校卒業後の円滑な地域移行を図ることを目的としたものであることから、原則、翌春に卒業を予定している3年生のみを本取扱いの対象とする。
- (2) 訓練等給付における日中活動サービスの提供を行った場合には、通常の暫定支給決定と同様、「利用者のアセスメント内容」「個別支援計画」「計画に基づく支援実績」「計画に基づく評価結果」をとりまとめた書類（以下、「支援計画等」という。）を区保健福祉部に提出することとなるため、長期休暇中のサービス提供終了後14日以内に支給決定を受けた各区保健福祉部へ支援計画等を提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課給付管理係  
TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181  
E-mail [sapporo\\_jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp)